

国の動向（保育士等の人材確保）

1 現状

国においては、これまでも保育士確保に向け、

- ① **保育士資格の新規取得者の確保**：地域限定保育士試験など保育士試験の年2回実施、保育士修学資金貸付等
- ② **保育士の就業継続支援**：処遇改善（公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施）、保育所の勤務環境改善等
- ③ **離職者（潜在保育士）の再就職支援**：ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援等

など様々な対策に取り組んできたが、保育士の有効求人倍率は年々高くなるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題となっている。

2 国の対応（平成28年2月18日 厚生労働省令改正）

右表のとおり

3 本県の対応

- 市町村や関係団体から意見聴取を行い、本県における保育士配置要件の基準緩和の是非について検討する。
- 必要に応じて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」の一部改正について、検討する。

①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

- 保育士最低2人配置については適用しないことができる。この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士1名に加えて、都道府県知事（指定都市にあっては、当該指定都市の市長、中核市にあっては当該中核市の市長とする。以下同じ。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（※1）を置かなければならない。

（※1）保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者

- ① 保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者
- ② 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者
- ③ 家庭的保育者 等

【対応前】

	7:00 ~ 8:00	8:30 ~ 17:30	17:30 ~ 20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	

【対応後】

	7:00 ~ 8:00	8:30 ~ 17:30	17:30 ~ 20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例

- 保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなす（※2）ことができることとする。

（※2）保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

③保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

- 保育所を1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、保育士の数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（※3）を、保育士とみなす（※4）ことができることとする。

（※3） ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

（※4） 保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。